

2001（平成13）年1月30日
放送と人権等権利に関する委員会決定第14号

権利侵害申立に関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会
委員長 清水 英夫

申立人 愛知県名古屋市の元ビデオ店経営者

被申立人 テレビ愛知株式会社

I. 申立に至る経緯

1999年8月31日、名古屋市在住の小学校教諭が16歳の少女と淫らな行為をし、それをビデオ撮影していたとして愛知県青少年保護育成条例違反の疑いで警察に逮捕された。同日、この教諭が常連客となっていた名古屋市内のビデオ店の経営者が、別のわいせつ図画販売容疑で逮捕され、店が警察の家宅捜索を受けた。

（教諭は同年10月に懲役8か月執行猶予3年の刑、ビデオ店経営者は罰金30万円の略式命令）

テレビ愛知では、この事件を当日31日の午後5時25分からの「ニュースワイド・夕方いちばん（現TXNニュースアイ）」のローカルニュース枠で放送した。

この放送に対し、名古屋市内のビデオ店経営者が「私は小学校教諭が逮捕されたのと同じ日に別の容疑で逮捕された。しかし私は教諭の事件とは関係ないにもかかわらず、ニュースでは、“教諭が撮影したビデオを販売していたとして、私をわいせつ図画販売の容疑で逮捕”と誤って伝えていた」とテレビ愛知に抗議し、訂正放送を請求した。

テレビ愛知では翌2000年4月に、ビデオ店経営者が求めていた放送テ

ープの視聴に応じたが、「放送内容に問題はなく、訂正放送に応じる必要はない」と判断した。

これに対し、ビデオ店経営者は「テレビ愛知の共犯視的な報道によって名誉を著しく毀損された」として、同年9月12日、本委員会に権利侵害の救済を求める申立てを行った。

II. 申立人の申立要旨

1. 事実誤認について

申立人は、教諭が逮捕された同じ日に、全く別のわいせつ図画販売容疑で逮捕されたのは事実である。しかし、申立人の逮捕容疑となったビデオは、大手の制作会社の作品で、その当時名古屋のほとんどの店に納入されていたもので、教諭から買ったものではない。それなのに、テレビ愛知は「教諭が撮影したビデオを、申立人が販売したとして逮捕」と事実無根の報道をしている。

テレビ愛知は、事件そのものの報道が間違っている。当方は、教諭からビデオを買って売った事実は絶対ない。

2. 共犯視報道について

テレビ愛知の放送内容は明らかにでっち上げである。警察は、別のビデオで申立人を捕まえたと最初から事実のみ公式に発表している。

別件逮捕であるにもかかわらず、共犯視された。本来ならただす立場の報道が体制といっしょになってでっち上げた。

3. 放送による被害

申立人は、初めからわいせつ図画販売容疑で逮捕されたことは認めている。それを報道されるのは仕方がないと思うが、教諭の事件とはまったく関係がない。ニュースバリューまたは話題性を上げるために、事件性も違うのに報道された。親族・知人に知れわたり、精神的にもまいってしまった。

視聴率さえ上げればいいと言う局の姿勢には問題がある。逮捕状さえ出ている犯罪者には何をしてもいいのか、良識を疑う。

III. 被申立人の答弁要旨

1. 事実誤認について

申立人は、「テレビ愛知は“教諭が撮影したビデオを申立人が販売したとして逮捕”と事実無根の報道をしている」と主張している。

しかし、当社の放送内容は、愛知県警察本部の発表及び犬山警察署等に対する取材に基づいて、逮捕容疑と逮捕の事実を報道したもので、適正なプロ

セスを経て確認した上で放送している。

結果的には県警本部の申立人に関する逮捕容疑に見込み違いはあったものの、当社は一報段階で放送したのみで、その後は放送していない。

2. 共犯視報道について

当社では、当日愛知県警察本部広報課の発表を受けて、記者が本部の担当部署ならびに所轄署に電話等により事件の確認を行った。当社のニュースは、こうした取材に基づくもので、小学校教諭が撮影したビデオを申立人が販売したと断定して報道したのではない。

申立人の事件は、あくまで付随的に派生したものであり、今回の報道は、教諭との共犯性を印象づける意図はなかった。

3. 放送による被害

本件報道は、小学校教諭による性犯罪として、社会の耳目を集める事件であるとの判断から行われたものである。放送内容は、適正な過程を経ており誤報とは思っていないし、名誉毀損には当たらないと考えている。

フォローは、出来ればやらなければならないと思うが、取材態勢など人的・時間的に出来ないのが現状である。また、ニュース枠が少なく他のニュースにかえてまで続報は考えなかった。

IV. 委員会の判断

本委員会は、申立人の申立書、被申立人の答弁書、答弁書に対する反論書、反論書に対する再答弁書を検討するとともに、被申立人から提出された当該番組の録画を視聴し審理した。また、申立人、被申立人の双方から意見を聴取した。

1. 事実誤認について

申立人は、申立人のわいせつ図画販売事件と小学校教諭の愛知県青少年保護育成条例違反事件とは別個の事件であるにもかかわらず、教諭の事件と関係があるかのように報道されたと主張している。

教諭の事件との関係を示す一つの重要な要素は、教諭が撮影したとされるビデオテープを申立人が販売したとされる事実であるが、この点は、申立人の逮捕容疑事実とされていなかったし、後の捜査や公判・判決においても立証・認定がなされなかった事柄である。

にもかかわらず、テレビ愛知は、販売の容疑を伝え、結果として事実と異なる報道を行ったと言わなければならない。具体的には、教諭が「撮影したビデオを販売したとして」、申立人を「わいせつ図画販売の容疑で逮捕し」

とコメントするとともに、「ビデオ撮り販売」との字幕スーパーを表示した。

2. 教諭の事件との関連視報道

教諭が撮影したビデオの販売という要素を中心に据えつつ、申立人の事案を教諭の事案と関連づけて報道していたとする申立人の主張について、テレビ愛知は、前記のように、申立人のビデオ販売容疑を報道している。

このビデオ販売について、テレビ愛知は、「販売していたとして」と断定表現を避けるなど一定の配慮を示しているのも確かだが、タイトルや字幕スーパーで容疑の表記なしに「販売」と断定的に示したり、教諭撮影の「ビデオを販売したとして」申立人を「わいせつ図画販売の容疑で逮捕」と報じ、逮捕容疑にビデオ販売が含まれていたことを明示するなど、後に判明した事実と異なり、申立人の事件が教諭の事件と関係していることを示唆し、そのように視聴者に印象づける報道となっていたことは否めない。

3. 警察発表と報道のあり方

以上のような教諭撮影ビデオの販売や教諭の事件との関連性などに関し、結果として事実と異なる報道となった最大の原因は、警察の発表にあったと考えられる。

すなわち、愛知県警広報課発表資料では、被疑事実こそ別個のものが記載され、教諭撮影のビデオを申立人が販売した疑いなどは明記されてはいないものの、被疑者として申立人が併記され、また被疑事実として申立人の事案が教諭の事案と並べて記述してあるなど、当該のビデオ販売をはじめ両事件の関連性を強く示唆するものとなっている。さらに犬山警察署の広報責任者は、教諭撮影のビデオを申立人の店で販売していた疑いがある旨を認めていたことが窺われる。

テレビ愛知はこうした警察発表の資料や説明に基づき、これらを取材して、先のような報道となったことが確認できる。

こうした事情を考えると、第一報の時点でビデオ販売や教諭の事件との関連の疑いを示唆する報道になったことはやむを得ない側面があり、テレビ愛知の報道は全体として警察の発表や説明の範囲内として、少なくとも一報段階では許容されるものであったと考えられる。ただし、前述したように、ビデオ販売の逮捕容疑や事実を断定するかのような報道も含まれており、問題を残している。

また、逮捕後の事態の推移によりビデオ販売の事実も、両事件との関連性も確認できなかったことが判明したわけであるから、警察の当初の見込みと

異なり、当初の報道内容とも異なる、重要な事実にかかわる事態の推移、展開であることを考えると、後のフォローアップ報道により、この点の修正、説明の機会が必要であったと思われる。

テレビ愛知は、事件の重要度や取材態勢などを理由にフォローアップの必要性を否定するが、県条例違反事件とは別個の事件であることが明確になった段階で、二つの事件の関連を示唆し印象づける当初の報道の修正が求められたと考えられる。

いずれにしても、今回のような警察の見込み捜査に基づく事件については、事実と異なる報道となる可能性も強いことから、断定的表現の回避や裏付け取材の努力とともに、自主的な訂正を含むフォローアップの取材・報道の必要性がとりわけ高いことを自覚すべきである。

4. 結論と措置

申立人の事件は、ビデオ販売の点をはじめ、教諭の事件との関連性を示す事実は結果として確認できなかったにもかかわらず、そうした点を示唆し、印象づけた当初の報道は、重要な点で結果的に事実と異なる報道を行ったことになり、問題となる余地をはらんでいる。

しかしながら、テレビ愛知の報道は警察の発表と取材に基づき、おおむねその範囲内で行われた報道であることが認められること、及び本件の経過などを考慮すると人権を侵害したとまでは言えない。この点について、本件報道は申立人につき教諭と少女との淫行を写したビデオを販売していた悪質な業者であるかのように印象づけ、申立人の人権を侵害した、という少数意見があった。

本件では、見込み捜査につき慎重な扱いが求められるにもかかわらず、ビデオ販売などについて一部断定に及んでいる部分が認められる点や、フォローアップ取材を怠り、事態の推移による重要な事実に関する当初の報道の修正を行わなかった点などについて放送倫理上問題があったと判断する。

本委員会はテレビ愛知に対し、委員会決定の主旨を放送するとともに、社内に徹底を図り、今後の事件報道に際して、放送した事実に関りがあったことが判明した場合は、速やかに放送上のフォローアップを徹底するなど、人権をはじめ放送倫理に十分配慮するよう要望する。

V. 審理経過

審理経過は以下の通りである。

別紙

年 月 日	審 理 内 容
2000 9. 12	「権利侵害申立書」受理
9. 19	委員会審理
9. 20	被申立人に「申立書」送付、「答弁書」と放送VTRの提出を要請を要請
9. 28	被申立人から「答弁書」放送VTR受理
9. 29	申立人へ「答弁書」送付、「反論書」要請
10. 4	「反論書」受理、被申立人に郵送、「再答弁書」要請
10. 12	「再答弁書」受理
10. 17	委員会審理
10. 23	現地調査実施
11. 21	委員会審理
11. 22	申立人、被申立人にヒアリング開催通知
12. 18	第1回起草委員会
12. 19	委員会審理、ヒアリング
2001 1. 11	第2回起草委員会
1. 16	委員会審理、委員会決定原案了承
1. 30	委員会決定、通知・公表